

## 11月は児童虐待防止推進月間です 体罰や暴言によらない子育てを

☎ 子育て支援課 ☎ 810-8310、健康増進課 ☎ 893-6406

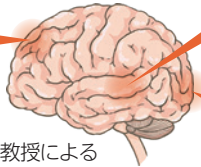
子どもが言うことを聞かず、イライラしてつい怒鳴ったりたたいたりしたくなることはありませんか。体罰や怒鳴ってのしつけは、一見効果があるように見えますが、恐怖により子どもをコントロールしているだけです。そのため、子どもは何が悪くてしかられたのか理解できていないことがよくあります。子どもの心にも体にも良い影響を与えません。子どもが健やかに育つために、体罰や暴言によらない子育てについて一緒に考えていきましょう。



親の体罰や暴言が  
子どもの脳に  
与える影響

前頭前野  
体罰で萎縮

※福井大・友田明美教授による



聴覚野

暴言で変形

視覚野

DV目撃で萎縮

脳画像の研究により、子どもの頃にづらい体験をした人は、脳の一部分が萎縮や変形をしているという報告があります。

### なぜ体罰や暴言はダメなの？

- ▶ 体罰や暴言によって表面的に子どもの行動が変わったように見えますが、大人への恐怖心等によるものです。
- ▶ 体罰や暴言を受けた子どもは「腹が立ったら暴力や暴言で怒りを表現しても良い」と学んでしまいます。
- ▶ 体罰や暴言を受けている子どもの恐怖は、その様子を見ている他の子どもにも深いダメージを与えます。
- ▶ 体罰はしばしばエスカレートし、取り返しのつかない身体的外傷に至ることがあります。

### 対応例

- ▶ 子どもの気持ちに耳を傾ける(自分の気持ちを受け止めてもらえたという体験で、子どもは落ち着きます)。
  - ▶ 「△△してはダメ」ではなく、「〇〇してね」と具体的に伝える。
  - ▶ 保護者自身も、上手にストレスを発散する。
  - ▶ 爆発寸前のイライラをクールダウンする(深呼吸する、ゆっくり5秒数えるなど)。
- ※どうしてもうまくいかない時もあります。そんな時は相談したり、SOSを出しましょう。

### 体罰の禁止について

児童福祉法等改正法により、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法律で決まっています。

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、軽いものであっても体罰に該当します。

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為(体罰等)や発言は虐待になります。「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください。あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

<相談窓口> (匿名可、秘密厳守) ▶ 子育て支援課 ☎ 810-8310、健康増進課 ☎ 893-6405

9:00 ~ 17:30 土曜・日曜・祝日・年末年始休み

▶ 府中央子ども家庭センター ☎ 828-0161

9:00 ~ 17:45 土曜・日曜・祝日・年末年始休み

▶ 児童相談所全国共有ダイヤル 189 (いちはやく)

※地域の児童相談所に電話がつながります。



### 子育てオンデマンド講座

「イライラから笑顔の子育てになるために～みんなで子育てを楽しもう～」

配信期間 11/15(火)～12/16(金)

対象 子育て中の人、妊娠中の人、市内在住・在勤で子育て支援に興味のある人 料金 無料

講師 関西福祉科学大学心理科学部教授兼同大学心理・教育相談センター長

谷向 みつえさん

申込 11/1(火)～15(火)にweb予約 <https://logoform.jp/form/gwvT/95148>



申し込みはこちら

## 京阪バスの交野市南部路線が変わります

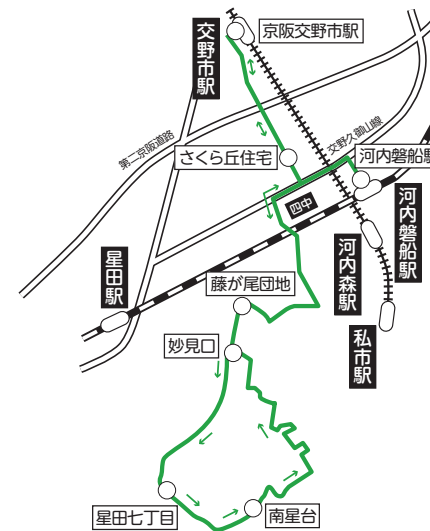
☎ 都市計画課 ☎ 892-0121

京阪バスの交野市南部路線が変更され、星田駅、京阪交野タウンへの乗り入れを開始しました。また、この変更に合わせて星田九丁目、南星台一丁目に新たなバス停を設置しました。なお、今回の路線変更により河内磐船駅への乗り入れがなくなりましたので、ご注意ください。

経路の詳細は、京阪バス株式会社(☎ 075-682-2310)までお問い合わせください。

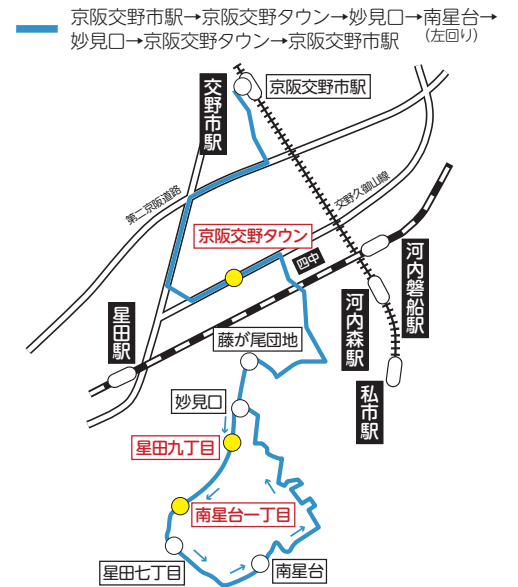
変更前

交野市行(終日運行)



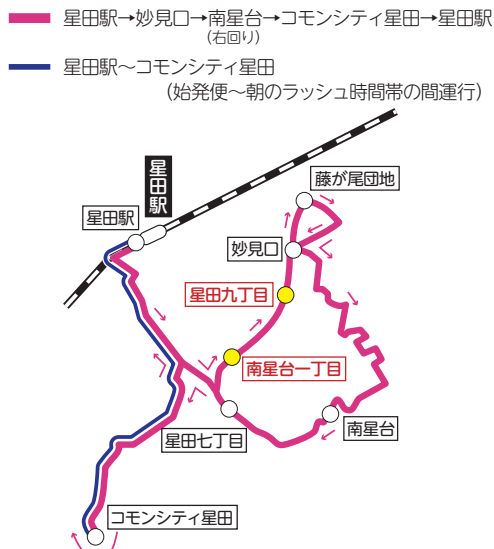
変更後

交野市行(終日運行)



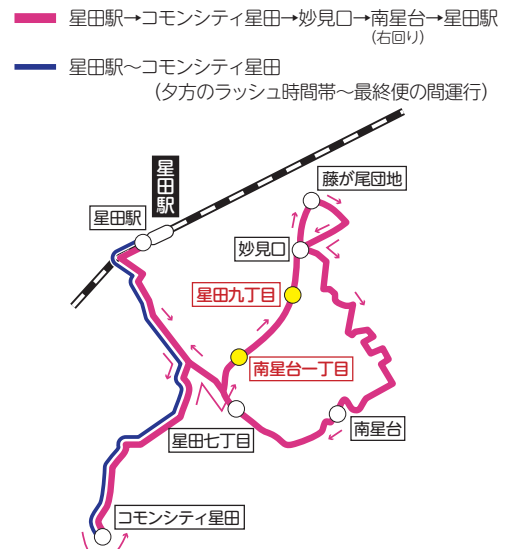
変更後

星田行(始発便～12時帯の間運行)



変更後

星田行(13時帯～終了便の間運行)



## 消費者相談 | 返品できない? ネットショッピングで届いた不良品?

**Q** SNSの広告からシャツを注文したが、届いた商品は縫製がガタガタでした。ショップから「不良品でなく交換返品対象外」と断られ納得できません。

**A** 返品は原則広告の記載に従います。「縫製不良でも着用に問題なければ不良品ではないので、交換返品はお断りします」の記載があれば交渉は簡単ではありません。

**助言** ネットショッピングでは実物を見ることはできず、注意が必要です。

※掲載の相談事例は、当時の法令や社会状況に基づく内容です。同様の商品・サービスでも、状況により解決内容が異なる場合があります。

ゆうゆうセンター 1F 人権と暮らしの相談課 消費生活センター ☎ 891-5003